

# よくある質問とその回答（FAQ）

## －目次－

番号	内 容	頁
問 1	大規模災害対策支援補助金とは誰のどのような取組を補助する ものですか。	2
問 2	どのような取組が対象になりますか。	2
問 3	補助対象となる取組の具体例はどのようなものですか。	3
問 4	補助対象外の取組はどのようなものですか。	3
問 5	大規模災害対策支援補助金と防災に関する他の支援事業の両方 を申請することはできますか。	4
問 6	補助対象業務に関する経費に上限や下限はありますか。	4
問 7	同一自治体から複数案件申請することはできますか。	4
問 8	補助決定までの事務手続きの流れはどのようなものですか。	5
問 9	繰越制度（明許）は活用可能ですか。	5
問 10	補助対象外となる経費はどのようなものですか。	6

問1 大規模災害対策支援補助金とは誰のどのような取組を補助するものですか。

(答)

- 大規模災害対策支援補助金は、地方自治体が行う自然災害に係る防災に関する対策計画の策定・見直しについて、自治体が抱えている具体の地域課題を踏まえ、従来の防災・減災の取組の改善や実効性の向上に資する先進的な取組に対し、費用の一部を補助するものです。
- 補助対象は、都道府県・市町村・特別区としています。
- 令和7年度第一回募集については、都道府県のみを対象としています。本補助事業の目的に適合するもので、特定の市町村をモデル地区とした検討や特定の市町村の伴奏支援等を都道府県が実施する場合は補助対象となります。

問2 どのような取組が対象になりますか。

(答)

- 自治体で抱えている具体の地域課題を踏まえた先進的な検討で、その成果が自治体の作成する防災に関する対策計画の策定・見直しを目的に実施されるものが補助対象となります。  
例えば、  
調査（既存資料・データ収集、現況調査 等）  
シミュレーション（被害想定算出、リソース不足等の把握 等）  
※シミュレーションには実地検証（訓練等）を含みます。  
検討（課題抽出整理、対策検討 等）  
計画策定（取組結果の防災計画等への反映 等）  
といった取組が考えられます。
- 年度内に防災に関する計画等の策定・見直しに至らない場合であっても、次年度以降に反映することを目的として取り組むものであれば、当該年度の補助対象となります（ただし、次年度以降の取組に対する補助を確約するものではありません。）。

問3 補助対象となる取組の具体例はどのようなものですか。

(答)

- 例として以下のような取組が考えられます。
  - 大規模地震における、リソース不足の限界を明らかにした被害想定や防災対策などの見直し
  - 大規模水害を想定した広域避難計画を検討するに当たり、市町村事務を都道府県が広域的な立場から支援する検討
  - 自治体が事務局を務める各火山防災協議会において、それぞれ異なる火山地域の特徴に応じ、火山ハザードマップや避難計画等の一連の警戒避難体制について、GIS等のデジタルデータを活用した避難対策とあわせた検討
  - 大規模火山噴火を想定した広域降灰に係る防災対策を検討するに当たり、拠点位置や対応手段等について、各地域の実情に応じた対策の検討

等

- 上述の例は、あくまで事務局が考えたイメージで、個別の応募内容（具体の地域課題や実効性、事業計画等）を確認したうえで交付可否の判断をすることになります。また、例に記載されている取組以外を対象としないわけではありません。

問4 補助対象外の実組はどのようなものですか。

(答)

- 自治体の作成する防災に関する計画の見直しのうち、定例的な更新については補助対象としていません。

問5 大規模災害対策支援補助金と防災に関する他の支援事業の両方を申請することはできますか。

(答)

- 他の補助金や交付金の対象となっている業務は、重複して申請することは認められません。
  
- 本補助金による申請を行う際に他の支援事業と併せて実施する場合は、その目的や実施内容、所要の経費を明確に分けた上で、重複が無いようにしていただく必要があります。

問6 補助対象業務に関する経費に上限や下限はありますか。

(答)

- 補助対象業務に関する経費の採択基準に上限や下限はありません。
  
- ただし、補助は事業実施に係る経費の1/2（補助上限額は1,000万円）となっているため、補助対象業務に関する経費が2,000万円（単年度）を超えるものについての補助上限は1,000万円となります。

問7 同一自治体から複数案件応募することはできますか。

(答)

- 同一年度内に同一の取組（検討目的が同じ業務）を複数案件として応募することはできません。
  
- ただし、応募案件（既に本補助金による交付決定を受けているものを含む）ごとに、異なる自然災害等に対する防災計画検討で、それぞれ別の具体地域課題に対する先進的取組を必要としている場合は、同一の自治体から複数応募することができます。

問8 補助決定までの事務手続きの流れはどのようなものですか。

(答)

- 応募様式に記入の上、期限までに事務局宛にメールにて提出してください。応募内容によっては事務局からヒアリングを行う場合があります。審査結果については事務局から電子メールで通知します。
- 審査結果の通知により、補助金交付内定の連絡を受けた自治体担当者は、速やかに大規模災害対策支援補助金交付要綱第4条に基づく「交付申請書」を提出してください。
- それぞれのスケジュール等については、「大規模災害対策支援補助金の募集について（令和7年度 第一回公募要領）」を参照ください。

問9 繰越制度（明許）は活用可能ですか。

(答)

- 原則、年度内の執行としますが、やむを得ない事情が発生した場合には、繰越明許費の活用は可能です。
- なお、事業実施中に繰越事由が発生した場合は、事前に内閣府防災担当へご相談ください。

問 10 補助対象外となる経費はどのようなものですか。

(答)

- 本補助金は、地方自治体が行う自然災害に係る防災に関する対策計画の策定・見直しについて支援するものですので、単なる調査や現地検証のみにとどまる取組の経費は対象外となります。
  
- その他、対象外経費となるもの（例）
  - ・ 本補助金とは別に国の補助金等を受けている、又は受けることが確定している事業に要する経費
  - ・ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費
  - ・ 人件費（地方自治体の職員の人件費）
  - ・ 職員旅費
  - ・ 事務用品に係る経費（補助対象の事業以外で地方自治体の平時の事務利用等が想定されるもの）

不明な点が、ございましたら申請前に事務局にお問い合わせ願います。